**○総務省告示第四百十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中部電力労働組合政治連盟本店・火力総支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月七日

総務大臣　新藤　義孝

〔その他の政治団体〕の部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち2中

「支出総額　8,952,584」を「10,737,041」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち4中

「政治活動費　12,616,375」を「12,633,673」に、

「政治活動費（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　10,380,000」を「10,397,298」に改める。

**○総務省告示第四百十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中部電力労働組合政治連盟本店・火力総支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月七日

総務大臣　新藤　義孝

〔その他の政治団体〕の部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち1中

「収入総額　18,606,664」を「8,909,975」に、

「寄附・交付金　6,048,000」を「7,832,457」に改める。

**○総務省告示第四百十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中部電力労働組合政治連盟本店・火力総支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月七日

総務大臣　新藤　義孝

〔その他の政治団体〕の部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち1中

「収入総額　15,117,821」を「5,895,311」に、

「収入総額　13,316,066」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち2中

「支出総額　4,093,556」を「10,440,189」に、

「支出総額　10,445,961」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち4中

「政治活動費（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　10,077,850」を「10,083,622」に、

「寄附・交付金　5,772」を「7,828,000」に改める。

**○総務省告示第四百十八号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書について、民主党参議院比例区第73総支部に関し訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百六号（政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十年分・平成二十年分～平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月七日

総務大臣　新藤　義孝

平成22年解散分〔政党〕の部民主党参議院比例区第73総支部のうち1中

「収入総額　46,247,563」を「本年収入額　46,247,563」に、

「収入総額　47,247,563」を「本年収入額　47,247,563」に改め、同部民主党参議院比例区第73総支部のうち2中

「支出総額　46,247,563」を「支出総額　47,247,563」に改め、同部民主党参議院比例区第73総支部のうち3中

「寄附　35,831,708」を「政治団体分　35,831,708」に、

「政治団体分　6,000,000」を「政治活動費　6,000,000」に改め、同部民主党参議院比例区第73総支部のうち4中

「政治活動費　7,000,000」を「その他の経費　7,000,000」に改め、同部民主党参議院比例区第73総支部のうち5中

「日本精神科病院政治連盟　3,000,000　都・港区」を「日本精神科病院政治連盟　3,000,000　都・港区　安藤たかおサポーターズクラブ　1,000,000　千代田区」に改める。

**○総務省告示第四百十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、秀栄会、安藤たかおサポーターズクラブ、全日本同和事業会、中部電力労働組合政治連盟本店・火力総支部及び龍馬プロジェクト全国会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年十一月七日

総務大臣　新藤　義孝

〔資金管理団体〕の部秀栄会のうち6中

「川村秀三郎　1,500,000」を「川村秀三郎　2,000,000」に改める。

〔その他の政治団体〕の部安藤たかおサポーターズクラブのうち1中

「収入総額　131,432,458」を「本年収入額　131,432,458」に、

「収入総額　132,432,458」を「本年収入額　132,432,458」に改め、同部安藤たかおサポーターズクラブのうち2中

「支出総額　71,961,465」を「支出総額　72,961,465」に改め、同部安藤たかおサポーターズクラブのうち3中

「その他の収入　6,866」を「金銭以外のものによる寄附相当分　1,006,866　1,000,000」に改め、同部安藤たかおサポーターズクラブのうち4中

「政治活動費　27,708,530」を「政治活動費　28,708,530」に、

「調査研究費　34,074」を「調査研究費　34,074　1,000,000」に改め、同部全日本同和事業会のうち6中

「㈱日商　14,000,000」を「㈱日商　6,125,000」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち1中

「収入総額　15,816,475」を「前年繰越額　4,677,632　14,008,948」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち2中

「支出総額　9,960,519」を「支出総額　10,006,017」に改め、同部中部電力労働組合政治連盟愛知県本部のうち4中

「政治活動費　組織活動費（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　9,084,857」を「政治活動費　組織活動費（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）　2,048,471　9,130,355　45,918」に、

「寄附・交付金　2,048,051」を「寄附・交付金　6,838,000」に改め、

「寄附・交付金　6,838,000」を「寄附・交付金　6,883,918」に改め、